最終更新日：2017年11月29日
新明和工業株式会社
取締役社長　五十川龍之
問合せ先：社長室長　遠藤圭介
証券コード：7224
http://www.shinmaywa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行うとともに、経営の透明性、合理性を確保し、企業価値を向上させていくことが、コーポレート・ガバナンスにおける最重要課題であると考えております。

当社は、事業形態・規模等に鑑み、監査役制度を採用したうえで、執行役員制度を導入しております。本制度は、個別事業の運営に関する権限を執行役員に委譲することで、意思決定の迅速化及び責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図るとともに、取締役（取締役会）による全社的な見地に立った個別事業の評価及び経営資源の配分等に関する意思決定と監督を通じて、コーポレートガバナンスの強化と業務の効率化を目指したものであります。また、当社では、経営陣の評価及び責任の明確化のため、取締役及び執行役員の任期を1年とするとともに、その人事、報酬等の透明性及び妥当性をより一層高めるべく、社長の諮問機関として社外の有識者（弁護士、大学教授）及び社外取締役が委員の過半数を占める「経営人事委員会」を設置しております。

現在、当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、原則として毎月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を適宜監督しております。

執行役員は、本社部門又は事業部門の運営責任者をはじめとする13名（一部、取締役と兼務）であり、個別事業の遂行を主たる職務としております。これら執行役員は、社長の諮問機関である経営会議の構成員として、全社の経営に関する重要事項の審議を行っております。

監査役は5名（うち社外監査役3名）であり、取締役会をはじめ社内の重要な会議への出席や取締役及び使用人からの事業報告の聴取、決裁書類の閲覧等により監査を行っております。

会計監査人には太陽有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供することで、公正な立場から会計監査が実施される環境を整えております。

一方、コンプライアンスへの取り組みについては、すべての従業員が法令や社会的規範、社会的良識に基づいて行動するための指針である「新明和グループ行動基準」に加え、「新明和企業倫理の日」及び「企業倫理月間」を定め、コンプライアンスに関する意識の浸透と諸制度の定着を推進しております。また、当社は、CSR（企業の社会的責任）に関する責任の明確化及び業務の迅速な遂行を目的として、CSRを管掌する執行役員を置くとともに、CSR活動を推進する部署を設置し、加えてその活動等につき社外の委員の数が過半数を占める「CSR経営諮問委員会」の指導及び助言を得る仕組みを設けております。

このほか、内部監査の実施や内部通報窓口「企業倫理ヘルプライン」の設置などにより、問題事象の早期把握と自浄作用によってコンプライアンス・リスクの排除に努めております。

また、当社は、株主が議決権を適切に行使するために必要・有益な情報を提供するともに、株主との対話に関する適切な体制を整備して株主との建設的な対話の促進に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4－2－1】

当社の役員報酬は月額報酬と賞与で構成しており、賞与は、当該事業年度の成果(利益)をベースに、中期経営方針等の進捗状況など中長期的な要素も加味して総合的に勘案した上で決定しております。賞与は中長期的な業績と一定の連動があり、持続的な企業価値向上への動機づけを図っております。自社株報酬を組み合わせることについては、今後検討することとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－3】

当社は、中期経営方針の連結業績目標値である「売上高2000億円以上、営業利益100億円以上」を達成、維持・継続するため、「財務健全性」「株主資本効率」「株主還元」の最適なバランスを考慮しながら設備投資などの必要な施策を実行し、企業価値の向上に努めていくことを基本的な方針としております。

また株主還元については、短期的な業績の変化に左右されず安定的な配当を実施することにより、株主との長期・継続的な関係を構築することを基本的な方針としております。

【原則1－4】

当社は、上場株式を保有する場合には、経営戦略上の重要性、取引先との関係強化などを勘案し、中長期的に当社の企業価値を向上させるために必要・有益と判断したものを保有することとしております。

当社において主要な政策保有株式については、上記の政策保有の方針に適合するか否かを検証し、その結果を取締役会に報告するほか、必要に応じて説明を行うこととしております。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、短期的な業績・利益のみに左右されることなく、中長期的な見地から、保有相手方会社の企業価値の向上、当社の保有目的の実現に資するか否か等を踏まえて判断することとしております。

【原則1－7】

当社は、取締役との間の利益相反取引については取締役会の承認決議を要すること、かかる取引を行った場合は事後遅滞なくその取引に関する重要な事実を取締役会に報告すべきことを取締役会規則で定めております。

また、当社および子会社の役員に対して、年度ごとに当社および当社の子会社その他関連会社との間の取引の有無について調査を実施しており、かかる取引を監視する体制を構築しております。

【原則3－1（1）】

当社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画は、当社ホームページに掲載しております。
経営理念等（http://www.shinmaywa.co.jp/company/philosophy.html）
経営戦略、経営計画（http://www.shinmaywa.co.jp/ir/top _ interview.html）

【原則3－1（2）】
本報告書の「1　1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3－1（3）】
本報告書の「2　1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

【原則3－1（4）】
経営陣幹部、取締役・監査役候補者それぞれについて、経営に関する高度な見識や専門性を有する者の中から事業部門や専門領域のバランスを考慮しつつ選任・指名しています。
なお、取締役会において経営陣幹部を選任、取締役・監査役候補を指名する決議をするにあたっては、あらかじめ社外取締役及び社外の有識者（弁護士、大学教授）が委員の過半数を占める「経営人事委員会」に諮問することとしております。

【原則3－1（5）】
取締役・監査役の候補者については、株主総会招集通知にて指名の理由を開示しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則その他社内規則において定められた重要事項を取締役会で審議・報告することとしております。
これら取締役会付議事項とされるもの以外の事項については、社長、執行役員、事業部長などの決定のもと、事業を遂行しております。

【原則4－8】
当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9】
当社は、会社法に定める要件および東京証券取引所が定める独立役員の要件のほか、当社と社外取締役候補者との間における関係等、また当社と社外取締役候補者が帰属しまたは帰属していた企業、団体等との間における関係等を勘案し、社外取締役として期待される客観的な立場から当社の経営に対して率直かつ建設的な助言や監督を行うことができる高い専門性・豊富な経験を有する者を社外取締役の候補者として選定することとしております。

【原則4－11－1】
当社は、定款で取締役の員数を10名以内と定めております。
取締役候補者の指名にあたっては、当社を取り巻く様々な状況、当社の経営上の課題、当社が遂行する多様な事業に関する知識、経験等を踏まえ、前記の員数枠の範囲内で最適な員数・バランスとなるよう決定しております。
なお、取締役会において取締役候補者を指名する決議にあたっては、あらかじめ社外取締役および社外の有識者（弁護士、大学教授）が過半数を占める「経営人事委員会」に諮問することとしております。

【原則4－11－2】
当社の社外取締役および社外監査役には他の上場会社の役員を兼任する者がおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっております。なお、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。
また、取締役および監査役の重要な兼職の状況は事業報告、株主総会参考書類等において毎年開示しております。

【原則4－11－3】
当社は、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）終了後に、全ての取締役・監査役を対象として、取締役会全体の実効性に関するアンケート調査を行いました。
その回答内容を集計した結果、平成28年度中に当社の取締役会に付議された議案については、おおむね、議案の審議に必要・十分な情報が記載された資料に基づいた説明が行われ、必要十分な審議が行われていると評価されていることが認められました。
ただし、その一方で、会社の持続的成長・中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略の策定・見直し（関連：コーポレートガバナンス・コード基本原則4・原則4－1）や、最高経営責任者などの後継者の計画に対する監督（関連：同補充原則4－1③）、内部統制システム・リスク管理体制の適切な構築と、その運用の有効性に対する監督（関連：同原則4－3・補充原則4－3②）などについて、取締役会における議論をさらに深めるべきとの意見・要望が複数挙げられております。
これらのアンケート調査の結果は、当社の取締役会の実効性をさらに高めていくための検討を行うあたり、活用していくこととします。

【補充原則4－14－2】
役員就任の際に、順守すべき法的な義務や責任等について十分に理解を深める機会を設けております。
また、就任後は、社内会議における議論への参加を活用して経営者としての見識をさらに深められるよう努めているほか、必要に応じて第三者機関による研修の機会を提供しており、その際の費用は会社負担としております。

【原則5－1について】
建設的な対話を促進するための体制整備、取組みに関する当社の方針は、以下のとおりです。
(1) 株主との対話全般については、広報・IR部門を担当する役員が統括し、決算説明会をはじめとする各種取組みを通じて、積極的に対話することを心掛けております。
(2) 企画、法務、広報、財務、経理などを担当する部門が情報を収集するとともに、建設的な対話に資するよう適宜情報を共有しております。
(3) 個別面談以外の対話の手段として、決算説明会の開催のほか、株主を対象とするアンケートを定期的に実施するなど、対話のさらなる充実に努めております。
(4) 対話において把握した株主の意見、懸念などは、担当する役員を通じて、関係する経営陣幹部や機関に適宜報告しております。
(5) インサイダー情報の管理に関する規程を制定し、法令順守の徹底に努めております。また、決算発表前には重要な情報が特定の相手だけに開示されることを防止するため株主などとの対話を制限するほか、対話時は原則として2名以上で対応することにより、インサイダー情報の漏えいを防止しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
三信株式会社	9,293,065	9.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,690,400	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,348,700	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,111,600	3.11
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	2,597,300	2.60
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,406,400	2.41
GOVERNMENT OF NORWAY	2,260,200	2.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,168,200	2.17
新明和グループ従業員持株会	1,978,617	1.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,577,700	1.58

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【自己株式】
当社は、平成29年9月30日現在で自己株式4,534千株 (持株比率4.53%) を保有しておりますが、上記「大株主の状況」からは除外しております。

【大量保有報告書】
平成29年5月9日付で、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社ほか2社が平成29年4月28日現在で8,008千株 (持株比率8.01%) を共同保有している旨の大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として平成29年9月30日時点における株主名簿上の所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本亘苗	他の会社の出身者											
平松一夫	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本亘苗	○	―――	山本亘苗氏は、他企業において役員や経営者といった要職を歴任し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有していることから、当社の取締役の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言を受けることによりコーポレートガバナンスの一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したことによります。 また、同氏は、当社の主要取引先、大株主あるいは支配株主の出身でなく、会社に対する高い独立性及び中立性が確保されており、実際にも当社の業務を執行する取締役や株主からみて独立かつ中立的な立場で経営の監督を行うことが可能であると期待できるので、独立役員に選定しております。

平松一夫	○	関西学院大学名誉教授 学校法人関西学院常任理事 住友電気工業株式会社　社外取締役 株式会社池田泉州ホールディングス　社外取締役 大同生命保険株式会社　社外監査役	平松一夫氏は、大学教授や各種団体の要職にあり、財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、学校法人及び他企業において理事や社外役員といった要職を歴任し、経営に関する豊富な実務経験を有していることから、当社の取締役の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言を受けることによりコーポレートガバナンスの一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したことによります。 また、同氏は、当社の主要取引先、大株主あるいは支配株主の出身でなく、会社に対する高い独立性及び中立性が確保されており、実際にも当社の業務を執行する取締役や株主からみて独立かつ中立的な立場で経営の監督を行うことが可能であると期待できるので、独立役員に選定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	経営人事委員会	4	0	1	1	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営人事委員会	4	0	1	1	2	0	社外取締役

補足説明

当社は、社長の諮問機関として、社外の有識者及び社外取締役が委員の過半数を占める「経営人事委員会」を設置しており、役員及び執行役員等に関する人事・報酬等の決定にあたっては同委員会の答申を尊重することによって透明性及び妥当性を確保することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、監査室がこれを担当しており、年度監査計画に基づいて当社及び当社グループ会社を対象として内部統制の機能が有効に作用しているかを検証するとともに、その結果に基づく改善・効率化の提案等を行っております。また、内部監査の結果については内部監査報告を取りまとめ、これを取締役社長に提出することとしております。

監査役監査は、監査役会の決議をもって定めた監査方針、監査計画及び監査方法等に従って行われており、監査役は、取締役会のほか必要に応じて経営会議その他の重要な会議・委員会に出席し、事業所等への往査、取締役、執行役員並びに使用人からの報告聴取や取締役会議事録・稟議書その他の重要書類の閲覧等を通じて監査を行っております。また、代表取締役との間で定期的に会合を開き、経営及び業務の状況について報告を受け意見交換を行うとともに、監査役監査の実施状況とその結果を報告して意見交換を行っております。なお、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを配置するとともに、必要に応じて関係部門による支援を行うこととしております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査部門である監査室と相互に連絡、調整して、効率的な監査の実施に努めており、監査役は、会計監査人から会計監査の実施状況及びその結果の報告を受けるなど、意見及び情報の交換を行っております。

加えて、監査室からも内部統制の実施状況及びその結果の報告を受けるなど、意見及び情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下河邊由香	弁護士													
八木春作	公認会計士													
苅田祥史	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下河邊由香		弁護士 東洋機械金属株式会社　社外監査役	下河邊由香氏は、弁護士としての豊富な経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見を受けることが期待できると判断したことによります。
八木春作		公認会計士・税理士 学校法人関西学院　監事 ダイトロン株式会社　社外監査役	八木春作氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験に基づき、会計に関する高度の知見を有しているとともに、上場会社の監査役を歴任し、企業経営における監査にも精通していることから、主として会計の観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見を受けることができると判断したことによります。
苅田祥史		株式会社日立製作所　営業統括本部　顧問 株式会社ルネサスイーストン　社外取締役	苅田祥史氏は、上場会社において多くの部門で要職を歴任し、企業経営に関する豊富な実務経験を有していることから、客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見を受けることができると判断したことによります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員として山本取締役及び平松取締役の2名を選定しております。
山本取締役は、当社にとって売上高の大半を占めるという意味での主要な取引先や大株主・支配株主の出身ではないことから、その独立性及び中立性が確保されており、実際にも、当社の業務を執行する取締役や株主からみて独立かつ中立的な立場で経営の監督を行うことが可能であると期待されます。
また、平松取締役は大学教授であり、所属する大学と当社の間に特別の関係はないことから、その独立性及び中立性が確保されており、実際にも、当社の業務を執行する取締役や株主からみて独立かつ中立的な立場で経営の監督を行うことが可能であると期待されます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は月額報酬と賞与で構成しており、賞与は、当該事業年度の成果(利益)をベースに、中期経営方針等の進捗状況など中長期的な要素も加味して総合的に勘案した上で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、社長の諮問機関として、社外の有識者及び社外取締役が委員の過半数を占める「経営人事委員会」を設置しており、役員及び執行役員等に関する人事・報酬等の決定にあたっては同委員会の答申を尊重することによって透明性及び妥当性を確保することとしております。
取締役の報酬限度額については、平成24年6月開催の第88期定時株主総会の決議により月額25百万円以内(うち社外取締役分2百万円以内・但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。)と改定し、現在に至っております。
なお、平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)における取締役報酬等の総額は、9名に対し338百万円(うち社外取締役2名に対し15百万円)であります。これには、当年度の役員賞与引当金118百万円(うち社外取締役分3百万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は月額報酬と賞与で構成しています。
月額報酬は、株主総会において承認された範囲内で、職責や成果を総合的に勘案して決定しています。
賞与は、当該事業年度の営業利益をベースとしつつ、中期経営方針の進捗状況など中長期的な要素も加味し、これらを総合的に勘案して決定しています。
なお、取締役会においてこれらの報酬・賞与を決議するにあたっては、あらかじめ社外取締役および社外の有識者(弁護士、大学教授)が委員の過半数を占める「経営人事委員会」に諮問することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会においては、社外役員に対しても事前に議案を案内するとともに、審議に用いる資料を客観的にわかりやすいものとし、審議の際の説明を丁寧に行うことで社内役員との情報格差を可能な限り解消し、議案の内容を十分に理解したうえで加わることができるよう取り組んでおります。
また、社外役員からの事業等に関する問い合わせ事項に関しては、社内役員又はその指示を受けた関係部署が対応し、求められた情報を提供し、必要に応じて補足説明の機会を設けるなどにより、高い理解が得られるよう努めております。
なお、社外監査役については、監査役スタッフによるサポートもあわせて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[業務執行体制の概要]
当社は、取締役8名のうち、経営者からの独立性が高い社外取締役を2名選任し、取締役会において取締役の職務の執行を監督するにあたり、客観性かつ中立性を確保する体制を整備しております。
また、監査役については、常勤の監査役2名に加えて社外監査役を3名選任し、監査役会を構成しております。このうち社外監査役は、弁護士、公認会計士・税理士、企業の要職にある者からそれぞれ選任しており、常勤の監査役とともに、各自の専門分野における豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ公正な立場からの監査及び業務を執行する取締役に対する意見の表明がなされております。
監査役は原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、議事に関して必要があると認めるときは意見を述べるとともに、社長と定期的に意見交換を行うなど、経営者と監査役(監査役会)との連携を密にし、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。
会計監査人には太陽有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供することで、公正な立場から会計監査が実施される環境を整備しております。
なお、当社は任意の機関として、社外取締役と社外の有識者が構成員の過半数を占める「経営人事委員会」を設けております。当社は役員等に関する人事や報酬等について同委員会に諮問を行うことで恣意性を排除し、その透明性及び妥当性を高めることを目指しております。

[社外取締役に関する事項]
当社は、社外取締役を2名選任しております。社外取締役には、取締役会において経営の監督(モニタリング)機能と会社経営に関する助言(アドバイス)機能を一層強化する役割を期待し、いずれも会社等の経営に関して高い見識を有し、かつ当社からの独立性が高い人材を選任しております。
当社の社外取締役である山本取締役及び平松取締役は、企業又は学校法人若しくは学界において長年にわたり要職を歴任し、会社経営に関する高い見識を有しており、取締役会等における当社の経営に対する有益な発言及び意見の表明を通じ、取締役の職務執行の監督を行っております。

【監査役の機能強化に係る取組状況】
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを配置し、監査役会の運営や往査等において監査役の指示のもと事務を行っております。
当社の社外監査役3名のうち、1名は弁護士として法律の分野で、1名は公認会計士・税理士として会計の分野で、また、1名は企業の要職にあって経営の分野で、それぞれ豊富な経験と高い知見を有しており、これら様々な経験を有する社外監査役が主として各人の専門分野から当社の取締役の職務執行に関する意見を表明することで、監査の中立性と実効性を高めることに寄与しております。
社外監査役の独立性につきましては、当社の顧問弁護士や会計監査人における当社の担当としての立場にあったことがない人材を選任することで、これを確保しております。

【社外役員の独立性に関する考え方】
「社外取締役に関する事項」及び「監査役の機能強化に係る取組状況」において記載しております。

【独立役員の確保の状況】
「その他独立役員に関する事項」において記載しております。

【責任限定契約】
当社は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は執行役員制度を採用し、個別事業の運営に関する権限を執行役員へ大幅に委譲することで、当該個別事業について責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図っております。
その上で、社外取締役を構成員に含む取締役会が全社的な見地に立ち、個別事業の評価等の方法を通じた監督を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの強化と業務の効率化を目指すとともに、監査役（監査役会）においても事業所等への往査等を通じてコンプライアンス・リスクの抽出と指摘を行う体制が整備され、それらは意見として経営者へ報告されることとなっております。
また、数年にわたって社外役員を増員のうえ強化してきた結果、経営者からの独立性が高まり、取締役会等においても活発な議論が展開されております。
加えて、一般的にいわゆる「お手盛り」の弊害が懸念される役員等の人事や報酬に関し「経営人事委員会」を設置し、第三者的立場の社外委員から意見を聴取できる体制を整備しております。
以上のとおり、当社においては、事業の運営に関し複数の異なる視点による監督を行うことができる体制の整備を進めており、その結果、相互にその意見を尊重しつつ、けん制機能が作用し、公正かつ効率的な経営を行うことができるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会に係る招集通知については、総会日の3週間程度前に早期発送することとしております。
集中日を回避した株主総会の設定	例年、可能な限り集中日を回避して開催日を設定するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しており、招集通知の早期発送とあわせて議決権行使の便宜と議案に係る検討期間の確保を図っております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳を準備し、議決権電子行使プラットフォームを通じて提供することにより、外国人投資家の議決権行使の便宜を図っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、決算期後に「決算説明会」を開催し、社長が決算の概要及び経営状況の報告等を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに「IRライブラリー」のページを設け、有価証券報告書、決算短信、インベスターズレポート（中間・期末報告書）及びアニュアルレポートその他の開示書類を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室秘書・広報グループが担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14001の認証を取得しております。また、CSR活動については、これを推進する部署を設置するとともに、社外の委員の数が過半数を占める「CSR経営諮問委員会」を設置し、指導及び助言を得る仕組みを設けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」を次のように定めております。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「社是」「グループ基本理念」「CSR経営方針」及び「新明和グループ行動基準」に基づき、法令や社会的規範を順守した企業活動を行う。
取締役の業務執行については、利害関係を有しない社外取締役を含む取締役会がこれを監督し、監査役が適正性を監査するものとする。
取締役については、その評価及び責任の明確化のため、任期を1年とし、その人事、報酬等の透明性及び妥当性をより一層高めるべく、社長の諮問機関として社外の有識者（弁護士、大学教授）及び社外取締役が委員の過半数を占める「経営人事委員会」を設置している。
また、当社は、CSR（企業の社会的責任）に関する責任の明確化及び業務の迅速な遂行を目的として、CSRを管掌する執行役員を置くとともに、CSR活動を推進する部署を設置し、加えてその活動等につき社外の委員の数が過半数を占める「CSR経営諮問委員会」の指導及び助言を得る仕組みを設けている。
このほか、内部通報窓口「企業倫理ヘルプライン」を設置し、問題事象の早期把握と自浄作用によるコンプライアンス・リスクの排除に努めている。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報を取締役会規則、稟議規程等の社内規則に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、文書取扱規程に定める期間保存している。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、輸出管理、情報管理、品質管理、環境管理及び災害等に関するリスクについて、担当部門が中心となって社内規則及びマニュアル等の整備を行い、使用人に対する教育を実施するとともに、コンプライアンスに関し適時の情報提供を行い、その浸透を図っている。
また、事業遂行に係るリスクについてはリスクマネジメントについて定めた規程等を設け、各事業部において事業特性に適合したリスクマネジメント体制を主体的に構築するものとし、一方で、本社においては災害リスクや財務リスク等、全社横断的なリスク対策を実施することにより、リスクマネジメント体制を確立することとしている。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、個別事業の運営に関する権限を執行役員に委譲し、意思決定の迅速化及び責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図るとともに、取締役による個別事業の評価及び経営資源の配分等に関する意思決定と監督を通じて、コーポレートガバナンスの強化と業務の効率化に努めている。
また、組織等職務執行体制の分掌、権限及び責任を明確にした単年度及び中期の経営計画を策定するとともに、その定期的な見直しと改定を行うものとしている。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人が法令、社会的規範及び社会的良識に基づいて行動するための指針である「新明和グループ行動基準」に加えて、「新明和企業倫理の日」及び「企業倫理月間」を定め、コンプライアンスに関する意識の浸透と諸制度の定着を推進している。
また、使用人の業務執行は、法令、定款、稟議規程及び業務分掌規程等の社内規則に基づき行われるものとし、これを検証するため監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めている。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループ各社と「社是」「グループ基本理念」「CSR経営方針」及び「新明和グループ行動基準」を共有し、法令や社会的規範を順守した企業活動を行う。
また、グループ会社の管理について定めた規程等に基づき、当社グループにおける役員、使用人等（以下「役職員」という）の業務執行について必要に応じて報告を求め、または当社の担当部門との間で協議を行うこととするほか、当社の役職員を当社グループ各社の取締役、監査役等として派遣することにより、当社グループ各社の業務執行の状況の把握に努めるとともに、当社と当社グループ各社との間で報告・協議の促進を図ることとしている。
これらに加えて、監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、当社グループ各社からも利用可能な内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めている。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを配置するとともに、必要に応じ、関係部門による支援を行うこととしている。専任の監査役スタッフを置く場合は、その人事異動、評価については監査役の意見を聴取し、尊重することとする。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に対し、取締役会において取締役から業務執行の状況及びその他重要事項の報告を行うとともに、経営会議をはじめ重要な社内会議への出席を認めている。また、代表取締役と監査役による定期的な意見交換を行っている。
これらのほか、監査役が当社グループ各社の役職員と相互に意見の交換や情報の共有を行うことができるよう、その機会の確保に努める。
また、当社の内部監査部門から監査役に対し、当社グループ各社に対する内部監査の実施状況、その結果等を報告することとしている。
なお、当社は、役職員が職務の執行に関して監査役への報告または内部通報制度に基づく内部通報を行ったことを理由として、当該報告または内部通報を行った役職員に対し不利益な取扱いを行わないこととしている。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、監査役から前払いまたは償還の請求があった場合には、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとしている。
当社は、監査役の要請に応じ、稟議書類等の重要文書を開示するとともに、取締役及び使用人の職務に関する調査、報告並びに説明を行っている。このほか、会計監査人との意見交換の機会を提供している。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、社内規程として「反社会的取引の防止に関する規程」を定めており、当社においては暴力団及びその構成員並びに総会屋その他の不正な収益を企業から獲得する活動を行う者との取引、すなわち「反社会的取引」を行ってはならない旨を明言するとともに、新規取引にあたっては取引先が反社会的勢力に該当しないことを複数の部署で確認する仕組みを構築するなど、信義に反するビジネス行為を許さず、公正で秩序ある競争理念のもとに事業活動を行うこととしております。

また、反社会的勢力による脅威又は被害を受け、若しくはこれを受けるおそれのある場合に備えて、関係部署が警察庁・都道府県警察本部等の関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、これを排除する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社の適時開示体制の概要】

当社は、株主や投資家の投資判断に影響を及ぼす会社業務等に関する未公開の重要事実たる情報（決算情報や決算情報以外の決定事実・発生事実をいい、子会社に関する情報を含みます。）について、各事業部・子会社の主管部門等から報告を受けた本社部門において、当該情報が適時開示事項であるか否か、及び開示の方法等について検討・協議し、適時開示規則に定める開示事項に該当すると認められる情報に関してはIRに関する部署においてこれを取りまとめ、情報管理責任者（総務管掌取締役）を通じて社長に報告するとともに、決算情報及び決定事実については取締役会へ付議したうえでその決議を経て、また、発生事実については適時速やかに、これを開示する体制を構築しております。

コーポレート･ガバナンス体制

